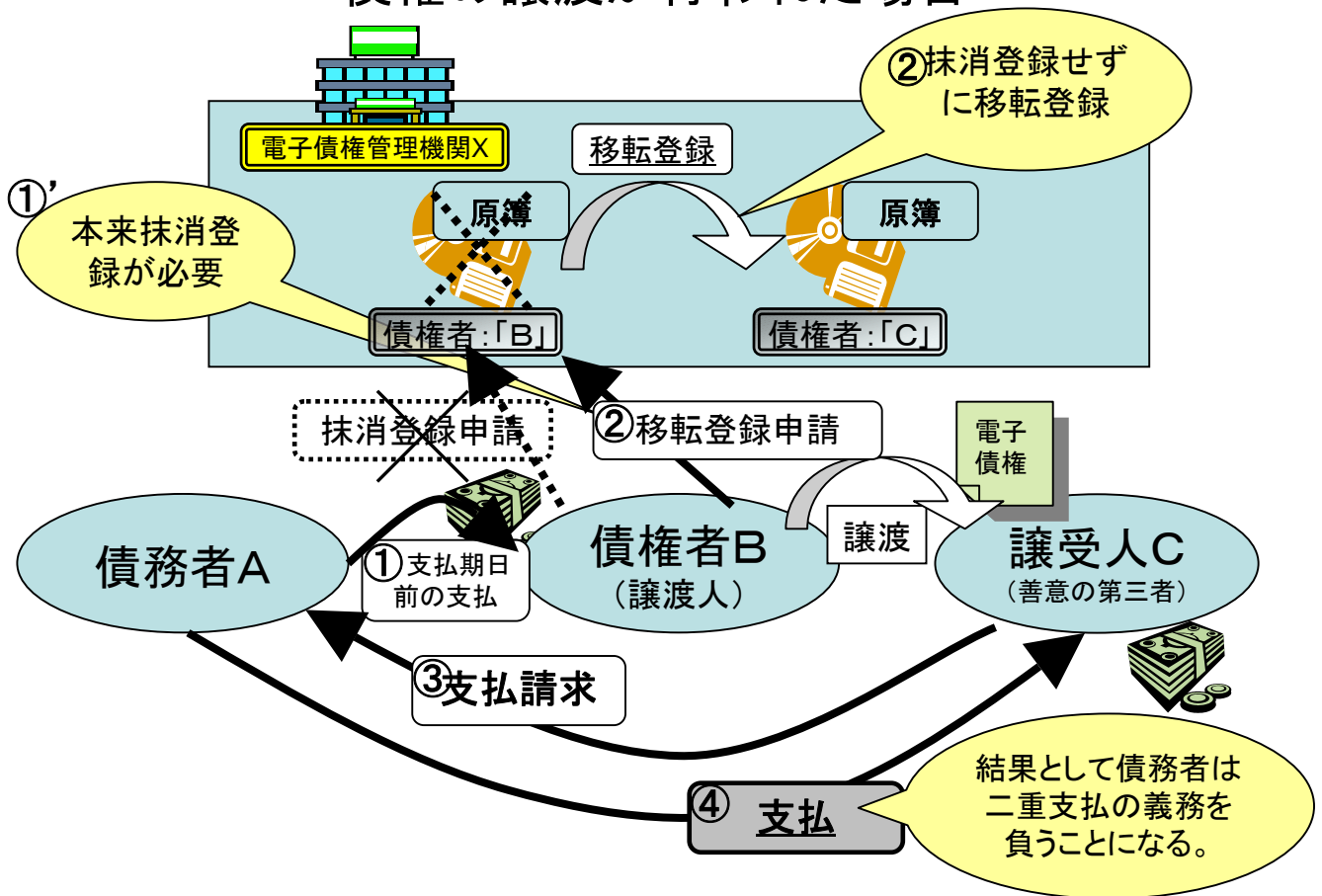


電子債権に関して 想定される事例について

平成18年6月14日(水)

金融庁

抹消登録が適切に行われず、電子債権の譲渡が行われた場合

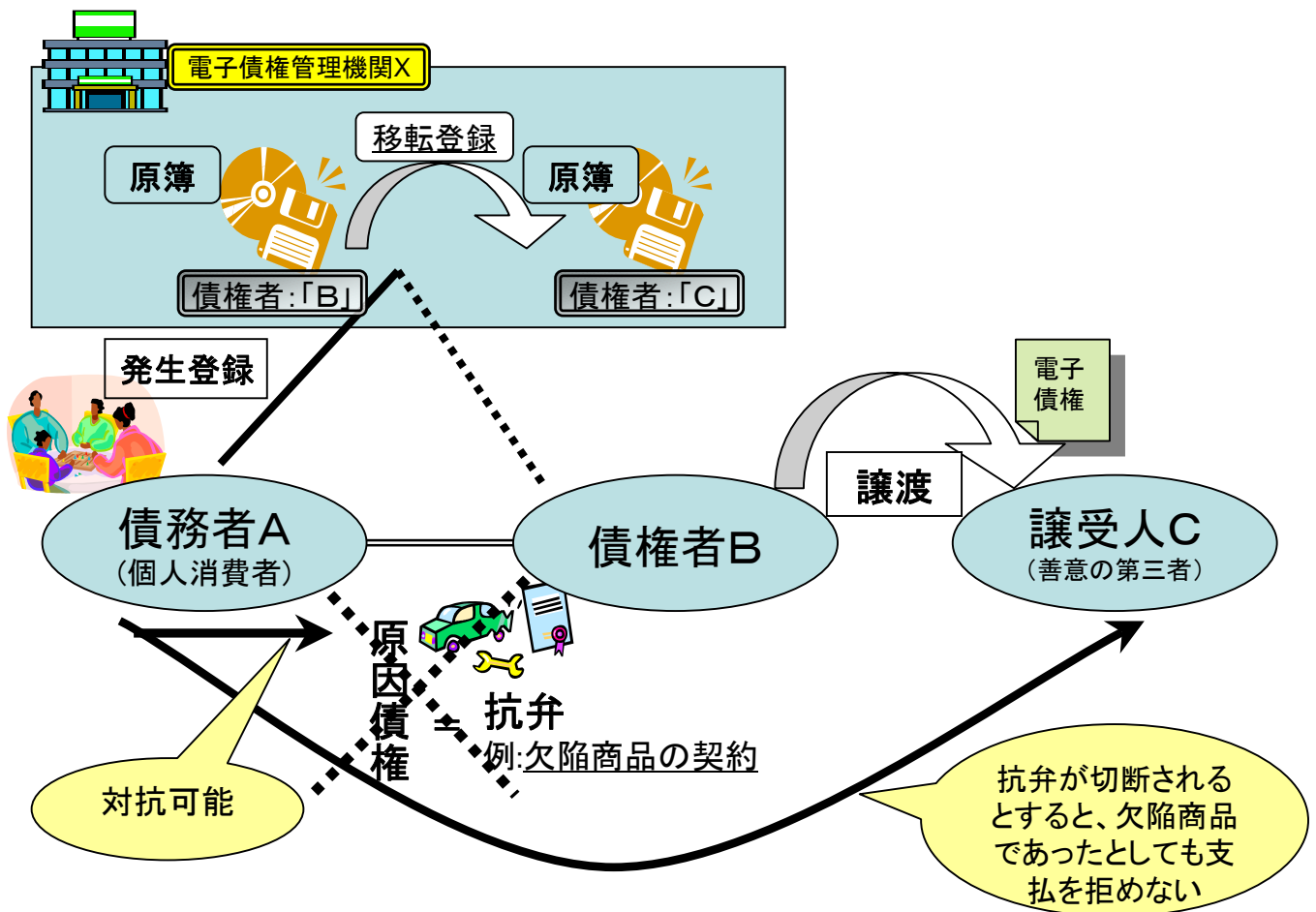


事例1

<事例の概要>

債務者Aは、電子債権の債権者Bに対して支払いを行ったが、電子債権管理機関Xにおいて当該電子債権について抹消登録を行う以前の段階で、Bは当該支払いに関して善意無過失の第三者Cに対して譲渡した。

一般消費者(個人)が、電子債権の債務者となる場合

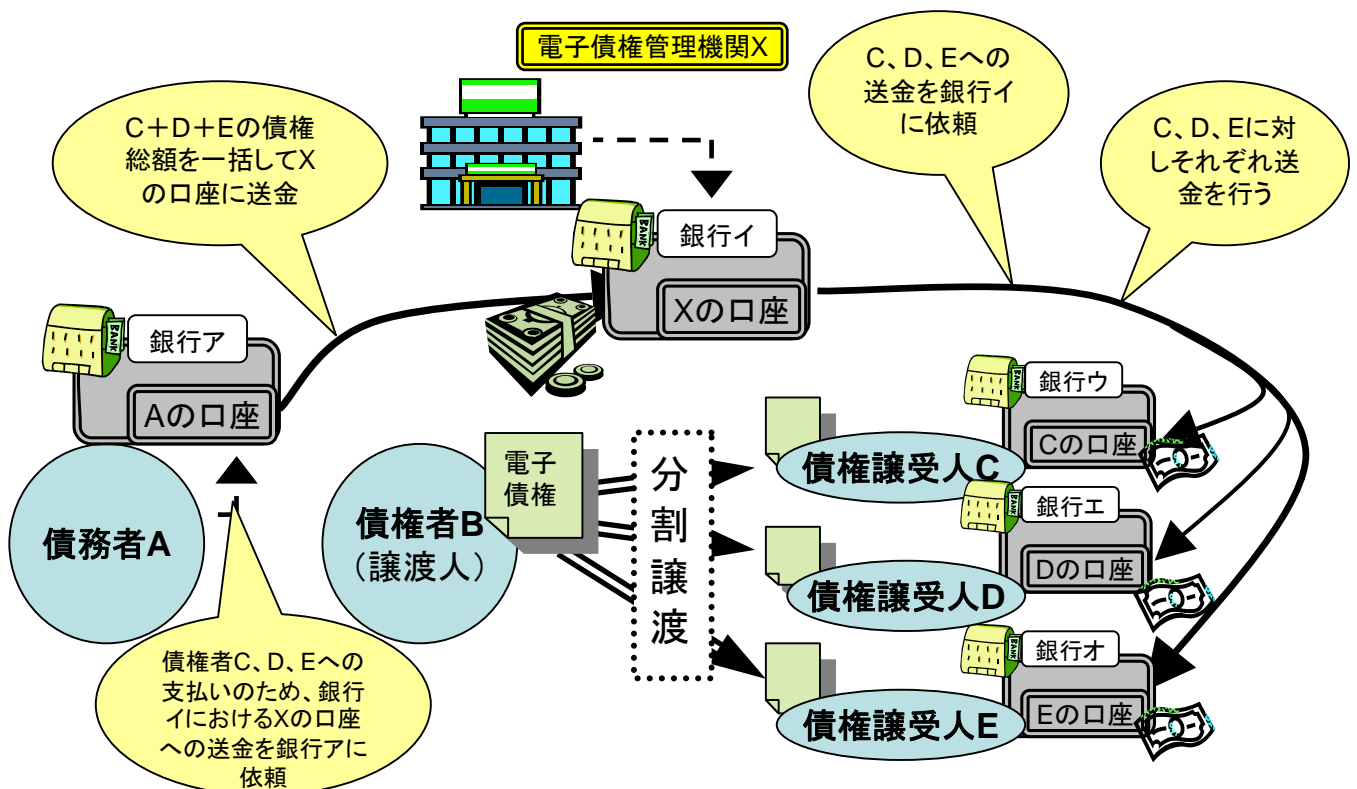


事例 2

<事例の概要>

一般消費者(個人)であるAは、Bから商品を購入し、その代金債権を原因債権とする電子債権を発生させた。その後、購入した商品に欠陥があったことが判明したため、AはBに対して代金債務を負わない旨主張したが、既に電子債権は善意の第三者Cに譲渡されていた。

電子債権の弁済に関する資金受領行為

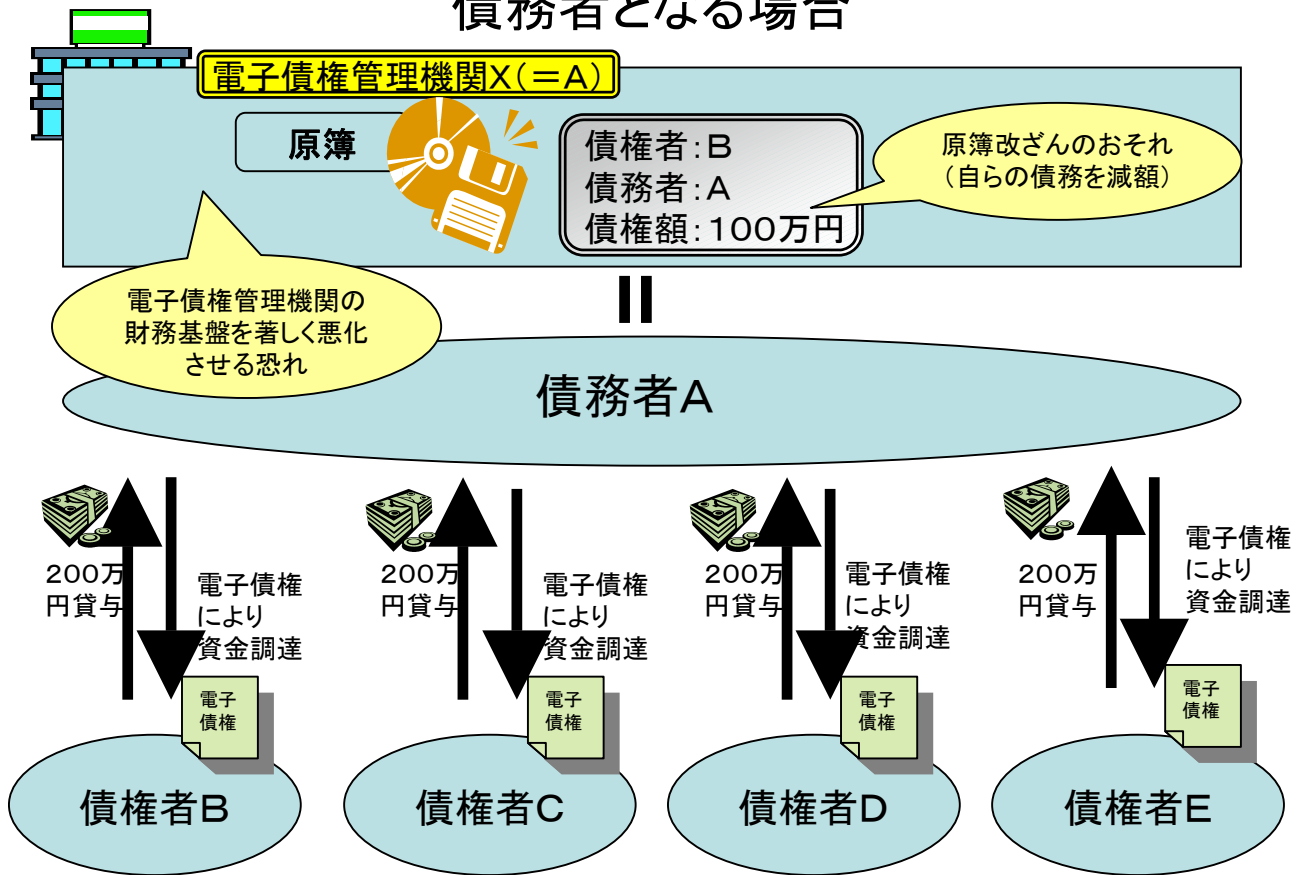


事例3

<事例の概要>

債権者Bとの間で発生させた電子債権が支払期日までに多数に分割譲渡された。債務者Aは、支払期日前に支払いを行う際に、①支払いと同時に確実に債権の抹消登録をして欲しいので、また、②未知の多数の譲受人に対してそれぞれ送金を行うのは手間とコストがかかるので、当該電子債権の原簿を管理する電子債権管理機関に対して債務額をまとめて支払い、現在の各譲受人に対する払込みを依頼した。

電子債権管理機関が自ら管理する電子債権の債務者となる場合

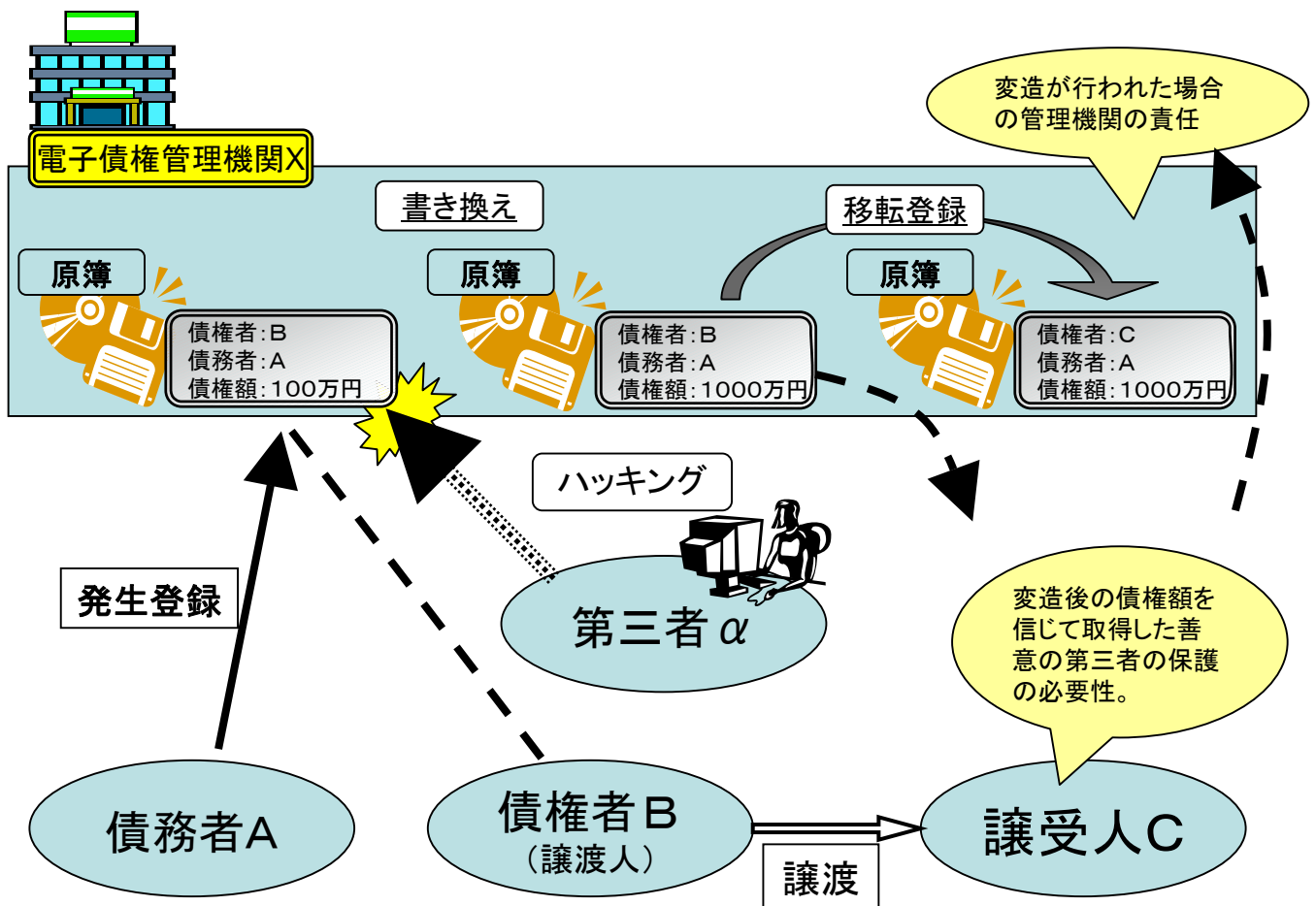


事例 4

< 事例の概要 >

電子債権管理機関Xは、多数の者から資金を借り受け、その代わりに自らを債務者とする電子債権を発生させ、自らの管理する電子債権原簿に登録させた。

電子債権の変造

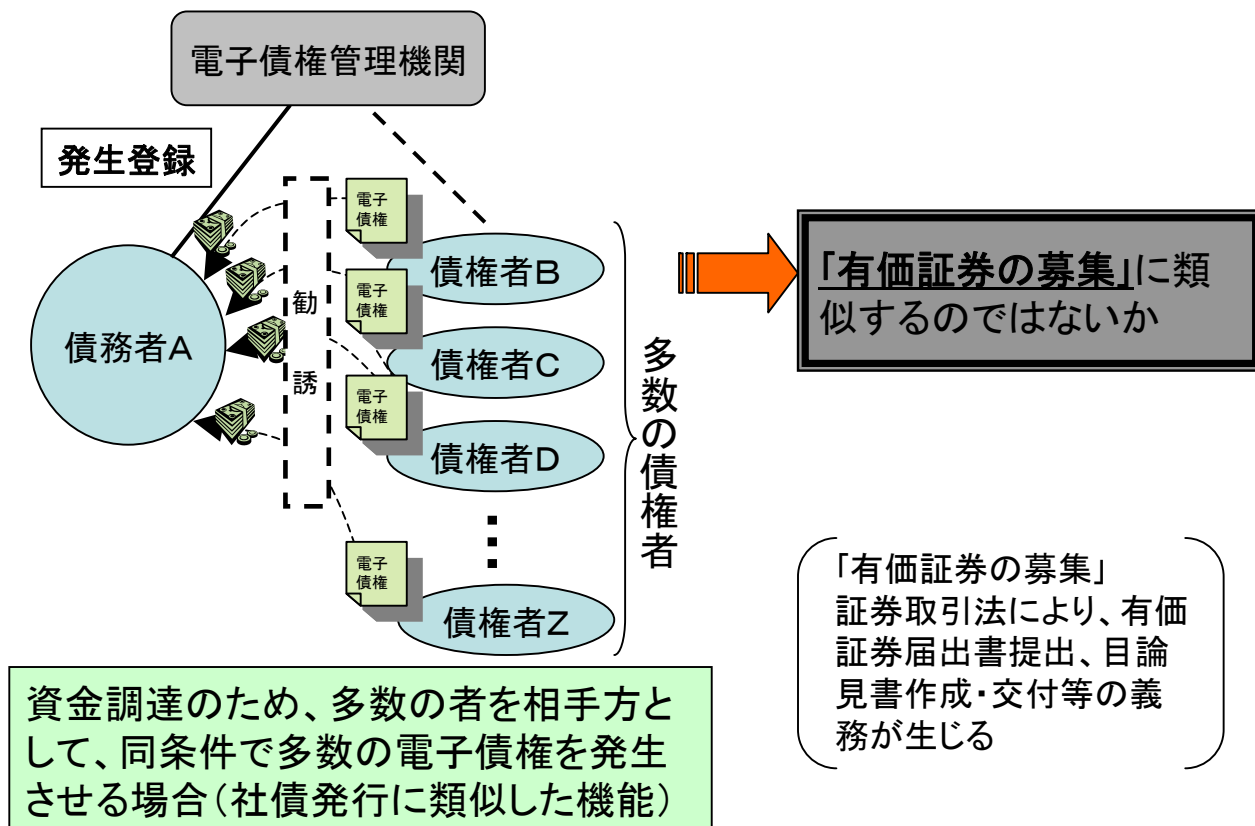


事例5

<事例の概要>

既に正当に電子債権管理機関に発生登録された電子債権について不正行為者αのハッキングによって電子債権原簿の債権の金額情報が「百万円」から「一千万円」に書き換えられた（変造された）。その後、Cは原簿を信頼して当該電子債権を一千万円で譲り受けた。

電子債権を利用し多数の者から資金調達する場合

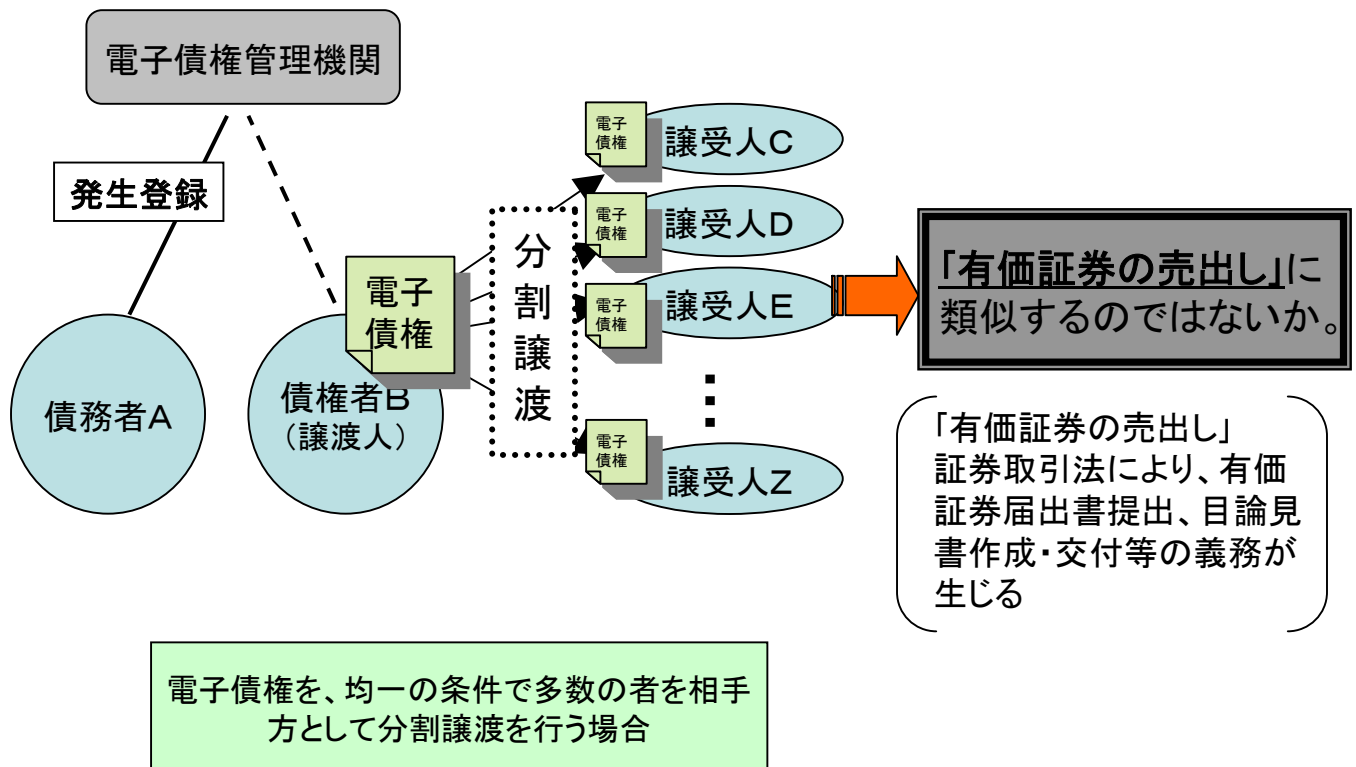


事例 6

<事例の概要>

債務者Aは、多数の投資者（A～Z）を相手方として、同条件で多数の電子債権を発生させ、代わりに投資者から資金を調達した。

電子債権を多数の者に分割譲渡する場合



事例7

<事例の概要>

債務者Aは、債権者Bを相手方として多額の金銭債権を原因債権として電子債権を発生させていた。債権者Bは、この電子債権を現金化するために小口化して多数に分割した上で投資者C～Zを募り譲渡した。